

助産に関する消費税の課税誤りについて（お詫びと返金のお知らせ）

助産（妊娠、出産）に係る検査や検診料、入院生活に必要な費用などについては、平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされているところですが、このたび当院において、その一部（新生児を対象とした検査料など）を誤って課税扱いとし、消費税額を誤徴収していたことが判明いたしました。

ご迷惑をおかけしました対象の方に対し、心よりお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、職員への周知及び確認体制の強化などの再発防止に取り組んでまいります。

1 経緯

・令和3年12月27日付けで厚生労働省から発出された「助産に係る資産の譲渡等に係る消費税の非課税措置について」事務連絡に基づき、消費税の取扱いについてあらためて確認を行ったところ、課税誤りが判明しました。

2 返金対象等

(1) 返金対象

新生児聴力検査料、先天性代謝異常検査手技料、羊水穿刺、臍帯血検査料等に係る消費税相当額及び遅延損害金

(2) 返金対象者数、返金額等（遅延損害金除く）

- (ア) 対象者数 14,369人
- (イ) 返金総額 6,255,756円
- (ウ) 一人あたりの平均額 435円

※人数、金額は、会計データを基に誤りが確認できた平成19年2月以降のものを計上。

3 返金方法について

当院から返金対象となる方あてに、返金額や返金方法に関する案内文書をお送りします。必要書類をご返送いただいた後、返金額に遅延損害金を加えた額を計算し、随時返金いたします。なお、お心当たりのある方で、7月中旬に病院からの案内が届かない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

また、会計データが残っていない開院時（平成17年2月）～平成19年1月の期間であっても、領収書等で確認ができる場合は個別に対応いたします。その際は、問い合わせ先までご連絡ください。

4 再発防止に向けて

- ・消費税法改正に係るその他の費用について、改めて課税・非課税の取扱いを確認し、誤りのないことを確認しました。
- ・消費税の非課税措置について職員に改めて周知するとともに、後任職員が誤った課税扱いをすることがないように引継ぎを徹底します。
- ・関係法令等の改正があった場合等新たな料金の設定及び料金の改定を行う際は、複数の職員により内容の確認を行うとともに、医事業務委託業者と十分に連携、調整を行い、再発防止に努めます。

5 問い合わせ先

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 事務局 経営企画課
(電話) 088-837-3000 (代)